

## 近代の小田原城址における県立公園構想の背景と経過

### Background and Progress of the Plan to Turn the Site of Odawara Castle into a Prefectural Park

野中 勝利\*

Katsutoshi NONAKA

**Abstract:** In the decade before World War II there was a plan to turn the site of Odawara castle into a prefectural park. This study clarifies the background and progress of the plan, focusing on the expectations and aims of the town of Odawara, and the consciousness and initiatives of Kanagawa Prefecture, toward the prefectural park idea. Odawara requested that the Imperial Household Department, which had jurisdiction over the site, sell it off. In addition to repeated requests that the site be sold, Odawara negotiated with Kanagawa Prefecture on turning a portion of it into a prefectural park. Odawara hoped that the prefecture would undertake the task of building the park. In 1938 the central portion was transferred to Kanagawa Prefecture, and Odawara expressed a strong wish that it be made a prefectural park. The prefecture was studying the possibility of building a prefectural park and selected the Odawara castle site as one of seven candidate locations. Beginning in fiscal 1938 on-site surveys were carried out using funding budgeted for a survey of possible prefectural park locations, and park plans were drawn up. The department responsible for parks hoped that funds would be budgeted for the building of prefectural parks, but the financial affairs department rejected the request. The prefecture dispersed partial funding to the candidate sites, but no prefectural parks were officially built.

**Keywords:** *Odawara, ruins of castle, prefectural park, modernization*

**キーワード:** 小田原, 城址, 県立公園, 近代化

#### 1. 研究の背景と目的

近世城下町を基盤とする城下町都市では、ほとんどの城址に公園がある。明治政府の手を離れた城址は、土地が整地されて宅地として公共施設などが建設されたほか、空地として公園が設置されることが多かった。

1919年10月に内務省は各府県に「公園調査ニ関スル件」を照会した。この調査結果からは、「我國の公園が風致本位もしくは庭園社寺境内、城趾、史蹟名勝といふ様な場所を開放又は手入して造られたもの」が多いと指摘されている<sup>1)</sup>。この調査(10月1日現在)によると、全国で631公園あり、そのうち城址は88公園で全体の13.9%を占めていた。

さらに6年後の1925年にも内務省は全国の公園調査を行っている。その結果によると経営者不明の4カ所を除くと全国に国や公共団体が経営している公園は607、それ以外の経営による園地は516だった。このうち府県が経営しているのは39公園にすぎなかった<sup>2)</sup>。府県公園は極めて僅かにしか増えておらず、城址、庭園、神社境内などが公園として設置され、都市公園とみるべきものが多数を占めていた<sup>3)</sup>。この1925年内務省調査から作成した城址公園一覧には27の城址公園が挙げられている<sup>4)</sup>。このうち経営者が府県である城址公園は、千秋公園(秋田城址)、岩手公園(盛岡城址)<sup>5)</sup>、舞鶴公園(甲府城址)、明石公園(明石城址)、高知公園(高知城址)、西公園附属大濠公園(福岡城址)の6カ所だった。このように県立の城址公園は少なかつた。

これまでに城址の公園化については松山城址<sup>6)</sup>や鳥取城址<sup>7)</sup>などで明らかにされ、特に県立の城址公園では高知城址<sup>8)</sup>や甲府城址<sup>9)</sup>でその契機や経過が明らかにされ、その蓄積が進みつつある。

内務省は、府県公園の充実が必要であるとして、1927年に既設府県公園の調査とその候補地の調査に着手することにし、各府県に照会している<sup>10)</sup>。従来の府県立公園は公園用地の取得が決定的な前提条件であったため営造物公園だった。そのため設置の可能性は非常に限定された。1931年に公布された国立公園法が地域制

による自然公園の指定という、全く新しい公園の概念を打ち出したことから、それに啓発されて府県がそれぞれに条例をもって地域制の自然公園を指定し始めた<sup>11)</sup>。1933年に最初に県立公園条例を制定したのは千葉県で、1935年に県内6箇所の県立公園を指定した。その後、1937年に広島県と島根県、1938年に徳島県が県立公園を指定したが、その後は終戦まで進展しなかった<sup>12)</sup>。

県立公園の成立過程に関する研究は、管見の限り、千葉県の県立公園が明らかにされているのみである<sup>13)</sup>。

このようにまだ城址の公園化、あるいは県立公園化や、県立公園の成立過程の研究は片断にあるといえる。

城址の公園化の希望や構想があり、たとえそれが実現しなかったとしても、その背景や経過を明らかにすることで、城址公園の意義を明確にすることは可能である。本稿で取り上げる小田原城址は県立公園化の構想が実現しなかった<sup>14)</sup>。御用邸用地であった宮内省所管の城址の払い下げに関連して、小田原町が県立公園化を希望し、神奈川県も県立公園候補地7カ所の中に小田原城址を位置づけた。しかしこれらの候補地はいずれも終戦までに県立公園には至らなかった。そこで本稿では小田原城址を対象にした県立公園構想がどのような契機で生み出され、どのような経過をたどり、なぜ実現しなかったのかを明らかにすることを目的とし、さらに県立城址公園に求められた性格を考察する。

研究資料は、神奈川県立公文書館や国立公文書館などで公文書類を確認した。また小田原町に関しては、町会の会議録等の記録が散逸して所在不明のため確認できなかったことから、横浜貿易新報<sup>15)</sup>と東海新報<sup>16)</sup>の地元二紙の記事も基礎的資料とした。

#### 2. 小田原城址を対象とした県立公園化の発端

小田原城址のうち旧本丸や旧二の丸一帯は1899年に御用邸用地として宮内省の所管となった。御用邸は1900年に竣工し、皇族の主に避寒地として利用された。

1923年9月の関東大震災により、城址の石垣が崩壊するなど、

\*筑波大学芸術系

御用邸も甚大な被害があった。御用邸は使用できなくなったが、復旧は進められなかった。

一方、小田原町では、震災被害のあった町立小田原第二尋常小学校と小田原高等女学校が、道路拡張のため同じ敷地での校舎復旧の見込みが立たなかった。そこで小田原町は、二校の移転先として御用邸用地の払い下げを、「特別の配慮」を求めて宮内省に1925年8月に願い出た<sup>17)</sup>。1926年12月に、第二小学校の移転敷地として御用邸の一部、約5千坪の払い下げの承認が内定した。残りの3万5千坪は宮内省でも御用邸の復活の意志はなく、土地の対応を考究中だった。しかし小田原町は、それらの土地すべてを所有・管理するには荷が重いため、御用邸の裏山御林地を含め約5万坪を県立公園にすることで、全面的な払い下げを県から請願することを県と町で協議した<sup>18)</sup>。宮内省は有償による払い下げの方針だったため、震災復興に伴う財政難の小田原町は、神奈川県を巻き込んで県立公園にすることで全面的な払い下げを画策したのである。

そして同月中に、学校二校の敷地だけ町が払い下げを受け、その他はすべて県が引き受け、震害を復旧して県立公園として維持することを、御料局の了解を得て、連名で政府に願い出たと報じられている<sup>19)</sup>。この時点で、神奈川県は払い下げを受けられたら小田原城址を県立公園にする方針を決定していたことになる。

翌年9月に、神奈川県を介して、小田原町に約1万2千坪(約4万㎡)、約11万円を三年賦で払い下げられることが伝えられた。さっそく小田原町は10月3日にそれを町会で審議し、買収資金のうち第一回分として約3万6千円を追加予算として議決し、あらためて申請書を提出した<sup>20)</sup>。

学校二校の建設用地として主に旧二の丸が払い下げられた。旧日本丸一帯は含まれなかった。小田原町は二校を建設するとともに、残りの土地や濠を活かした公園も整備した。そして小田原町は、残りの日本丸一帯を含めた御料地の払い下げを受けて、県立公園を造成する計画を県当局と協議していたが<sup>21)</sup>、宮内省との払い下げの交渉は進展しなかった<sup>22)</sup>。

このように宮内省の所管地の払い下げ交渉に関連して、小田原町と神奈川県の間で、小田原城址の県立公園化の構想が生まれた。その後も日本丸一帯の県立公園化について協議を続けていた。

### 3. 県立公園調査の経過と小田原城址の位置づけ

神奈川県の資料で確認できた公園委員会は1935年10月に制定されている<sup>23)</sup>。同委員会は公園緑地に関する重要事項を調査審議する組織だった。第一回会議で小田原城址を含む11の景勝地を将来の県立公園候補地として考慮することが申し合わせられた。

神奈川県による公園委員会の設置の背景には、全国で国立公園の指定が進んでいたことがある。神奈川県では、県下風景の代表であり、王座である国立公園箱根地方を枢軸として、県下における代表的風景地を県立公園にして、観光神奈川の名を天下に宣伝

表-1 県立小田原城址公園の計画面積

	『県立公園計画調書』 1937年10月		『県立公園資料』 1939年3月	
	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
国有地	—	—	4.64	5.0
御料地*	18.56	30.9	8.88	9.6
県有地	—	—	12.58	13.7
町有地	11.36	18.9	16.16	17.5
社寺有地	1.94	3.2	8.49	9.2
私有地	26.97	45.0	41.34	44.9
水面	1.17	2.0	—	—
部落有地	—	—	0.06	0.1
計	60.00	100.00	92.15	100.0
植栽面積	20.00	—	—	—

注) \*御料地は宮内省所管用地(外数)

高揚するとともに、これら風景地を開発して、あわせて地方振興に資する意向があった<sup>24)</sup>。

小田原城址の県立公園構想が生まれて10年を経っていたが、払い下げが進まず実現していなかった。県下に県立公園を設置する取り組みを始めるにあたり、他の地域とともに小田原城址は最初から候補地に含まれた。

1937年6月の第七回神奈川県観光連合会総会において、先に候補地とした箇所のうち、小田原城址を含む7景園地をすみやかに県立公園として実現すべき必要があるとの緊急動議が提出され、採択された<sup>25)</sup>。観光連合会は神奈川県立公園期成同盟会を設立して熱心に活動した。

県都市計画課ではこの7カ所の調査を、『県立公園計画調書』として1937年10月にとりまとめている<sup>26)</sup>。その中で「小田原城址公園」は、「本城外郭ノ蹟尚現存ス而シテ城址ノ復活ハ湘南小田原箱根地方ニ一添景ヲ為スモノニシテ又本縣観光事業ニ一精彩ヲ加フルモノナリトス」と位置づけている。計画面積は約60haだった(表-1)。

こうした準備的な調査を踏まえ、県立公園期成同盟会の運動を背景に、1938年度の県予算に県立公園調査費として1,400円が計上された。県の予算案では、事変関係費以外の新規事業費はすべて削除されたが、この県立公園調査費は1937年の県会でそのまま議決された。金額は些少であるが、これによって県立公園実現へ向けて一歩踏み出したと報じられた<sup>27)</sup>。

県では予算化された県立公園調査費をもとに調査を進め、1939年3月に『県立公園資料』をとりまとめた<sup>28)</sup>。小田原城址の県立公園候補地の区域は面積約92.15haになった(表-1)。この区域には海岸の海水浴場や町営海水プールを含むなど、『県立公園計画調書』での区域よりも広く設定されている。

なお1938年に県下5カ所の御料地が特別の恩召によって神奈川県に下賜された。その中に小田原城址の天守台のある旧日本丸一帯の3万5千坪(約12ha)が含まれていた<sup>29)</sup>。そもそも小田原城址の県立公園化は、先述のように旧日本丸一帯の払い下げ交渉に関連して構想されたが、それが下賜されたことで県有地になった。それが県立公園候補地の面積区分にも表れている(表-1)。

将来計画の概要としては、「老松園繞セル天守閣址ノ地帯及報徳二宮神社、大久保神社ノ幽邃ナル神域ハ教化並ニ休養ノ中心地トシテ、之ガ整備ヲナスト共ニ小田原天守閣ノ復興ヲ計畫スルヲ要スベク、外濠及お茶壺橋一帯ハ水上公園トシテ施設スルヲ可トス。…」とある。

1937年の『県立公園計画調書』では、城址の復活による「添景」と観光事業への「精彩」が強調されたが、この1939年の『県立公園資料』では、「教化」と「休養」の中心に置き換えられた。日華事変以降の時局下の影響がみられる一方、天守閣の復興や水上公園という具体的な言及がされている。

### 4. 県会での予算審議にみる県立公園をめぐる議論

神奈川県では毎年11月から12月に開催された通常県会で、翌年度の予算が審議されていた。公園関係予算の審議がされた1935年通常県会以降で、公園関係予算や県立公園に関する議論をみてもみる(表-2)。

1935年の県会で、1936年度予算案にはじめて風景地開発助成費2,500円が計上された。審議では、特に小西尚三郎県議が小田原城址における県立公園の早期実現を強く主張していた。それに対し石田県知事は、県立公園に関してはまだ確たる成案を持っていない、将来十分に研究すべき事柄であると述べ、具体的な日程や指定地については言及しなかった。また風景地開発助成については、県立公園とは関係なく実施する事業であると回答している<sup>30)</sup>。しかし県の資料によれば、長期にわたり継続して助成すれば、

景勝地は自ずから実質的な県立公園として位置づけられるという立場だった<sup>31)</sup>。翌年度からは風景地開発費と名称は変わったが、1942年度まで継続して予算化されている。

1938年度予算案にはじめて県立公園調査費 1,400 円が計上された。1937年県会で、この調査費は県下の風致、景勝、史蹟に富む景園地の調査であると議案の説明があった。小西県議は、調査費はわずかであり、十分な調査はできない、来年は調査費とその事業費を十分に計上して欲しいと希望した。県当局側からは、県営公園については、よく調査した上で、十分考慮して善処すると答弁した<sup>32)</sup>。具体的な内容にはまったく触れていない。

1938年の通常県会で示された1939年度予算案では、県立公園調査費が 1,260 円で対前年比一割の減額になった。小西県議は、観光と国民保健上の観点から県立公園の意義を強く主張している。また戦時体制下の現状だからこそ、国民が身体の健全を図るための運動場施設のほか、国民保健上の施設が必要であり、公園美が求められると述べている。さらに小西は全国の府県の県立公園の設置状況、利用状況、予算を調べ、その結果を述べた上で、一つも県立公園の施設がないことは時代遅れの感があると指摘した。速やかに県下七カ所の候補地を県立公園であると公的に指定して欲しいと重ねて主張した。それに対し半井知事は、県立公園については庁内でも協議しているが、指定だけでも予算がないと実が挙がらず、責任を尽くせないで躊躇していると答弁した。また県立公園の指定だけでもという要望も多くあるから、その点については今後考究してみたいと付け加えた<sup>33)</sup>。

1939年11月の通常県会で1940年度予算案が審議された。公園関係予算は、風致地区管理費と国立公園管理費が新たに増えた

ことで予算が組み直された。県当局側からは、7カ所を県立公園の候補地に決定しており、調査を終えてから指定する旨の答弁があった<sup>34)</sup>。なお風致地区管理費は技手や助手の俸給や旅費などで、事業費はなかった。後述する小田原の風致地区を含め、県内の風致地区数が増加し、専任の職員を充てる必要から計上された<sup>35)</sup>。

それ以降の公園関係予算をみると、1941年度予算は前年度とほぼ同額であったが、1942年度予算では風致地区管理費と県立公園調査費が削除された。風景地開発費は減額、国立公園管理費は増額された<sup>36)</sup>。1943年度予算からは公園関係予算はなくなった。時局下での財政規律が厳しい状況にあることは明白であり、県会では特に県立公園に関する議論もみられなくなった。

## 5. 県の予算資料からみた幻の県立公園事業

神奈川県立公文書館で、神奈川県土木部が作成した「昭和十三年度新規事業予算調書」を確認することができた<sup>37)</sup>。

この予算調書には県立公園事業費の予算要求の説明や計画等が記されていた。要求理由書には、先に神奈川県公園委員会が9カ所の景園地を選び、風景地開発の実を挙げつつあるが、このうち7カ所を選定して県立公園の指定を行い、五カ年計画で積極的に風景公園として整備し、観光、保健の実績と地方発展の成果を期するとしている。五カ年の県立公園事業予算は総額 75 万円で、その内訳は用地買収と物件補償費が 25 万円、公園造成工事費が 50 万円である。7カ所のうち一つが「小田原城趾公園」で、工事費 42,500 円、監督雑費が 7,500 円の計 5 万円であり、毎年 1 万円の支出だった。施行面積は 60ha である。なお用地買収と物件補償費は、「小田原城趾公園」と「大楠山公園」に充てるとしてい

表-2 神奈川県会における公園関係予算の審議

県会 年度	予算 年度	款 項	(円)	県当局側の議案説明、答弁		県会議員の質問、意見	
				(円)	(円)		
1935年	1936	風景地開発助成費	2,500	本県には全体として史蹟または風景地に富んでいるが、その開発施設については必ずしも十分でないことから、それを助成する。 県立公園に関してはまだ確たる成案を持っていない。将来十分に研究すべき事柄である。 風景地開発助成は県立公園とは関係なく実施する事業である。 風景地開発助成は町村や団体が実施する観光路の開発、植樹、遊園施設や休憩所などの設備に対する助成である。	小田原城址を中心とする県立公園の計画があるそうだが、是非とも、一日も早く実現を希望する。 聖蹟であり、二宮神社の所在地であり、かつ風光明媚にして歴史に富む小田原城を中心とする県立公園は、誠に時機に適した計画であり、県当局に深甚の敬意を表する。 「城址天主閣」一円は宮内省の御料地であるが、県立公園としてこれを美化して保存することは、宮内省でも聴許すると思う。県当局が熱意を持って尽力すれば、十分に実現可能である。		
		風景地開発助成費	2,500				
1936年	1937	風景地開発費	26,000	特になし	特になし		
		風景地開発費	26,000				
1937年	1938	風景地開発費	12,900	県立公園調査費は、県下の風致、景勝、史蹟に富む景園地の調査である。 県営公園については、よく調査した上で十分考慮して善処する。	県立公園調査費は、この時局下にもかかわらず計上されたことは深く感謝する。 ただし調査費はわずかであり、十分な調査ができない。来年は調査費とその事業費を十分に計上して欲しい。		
		風景地開発費	11,500				
		県立公園調査費	1,400				
1938年	1939	風景地開発費	12,484	国民保健のための公園施設の提案については同感である。 指定だけでも予算がないと実が挙がらず、責任を尽くせないで躊躇している。県立公園の指定だけでもという要望も多くあるから、その点については今後考究してみたい。 将来の県立公園の施設については準備的な計画を進めている段階である。	神奈川県は代表的な観光県であり、帝都に近く、横浜などの国際港もあり、箱根や鎌倉のほか、風光明媚な勝地へ来遊する内外人は一年に2,500万人以上もいる。本県は観光と国民保健上の施設に尽力すべきである。 戦時体制下の現状では県立公園は問題外という考えもあるが、重大局面なればこそ公園の施設が一層必要である。 重大時局下では国民が身体の健全を図るためにはまず運動施設のほか、国民保健上の施設などが必要である。 自然の風光美は激動する精神を緩和し、情操の涵養の観点からも公園美が求められる。 一つの県立公園の施設がないことは時代遅れの感がある。 一日も早く県立公園の実現を熱望している。重大時局において多くの経費を支出して欲しいというのではなく、県が公的に県立公園であると指定して欲しい。		
		風景地開発費	11,224				
		県立公園調査費	1,260				
1939年	1940	風景地開発費	11,732	調査を昨年からはじめ、まだその調査の全貌を終えていないが、七カ所を県立公園の候補地に決定している。調査を終えてから指定する。	県立公園の経過はどうなっているか。		
		風景地開発費	10,118				
		風致地区管理費	1,614				
		公園費	2,906				
		国立公園管理費	1,554				
1940年	1941	風景地開発費	11,697	特になし	特になし		
		風景地開発費	10,118				
		風致地区管理費	1,579				
		公園費	2,906				
		国立公園管理費	1,554				
1941年	1942	風景地開発費	8,838	特になし	特になし		
		風景地開発費	8,838				
		公園費	1,675				
		国立公園管理費	1,675				
		国立公園管理費	1,675				
1942年	1943	なし		特になし	特になし		

る。公園造成工事費は毎年 10 万円ずつの支出計画であり、1938 年度分の 10 万円が予算調書に記載されていたが、その総括表ではそれが手書きで訂正されて 1,400 円になっている。

このように土木部は 7 カ所の県立公園を指定して、五カ年の事業計画を策定し、その予算を要求している。訂正されて示された「1,400 円」は、先述のように予算化された県立公園調査費と同額である。つまり予算要求は庁内の協議で認められず、調査費として減額されたことがわかる。県立公園の担当部署ではその事業を進める意向はあったが、県会で審議する予算化の協議の過程でそれが認められなかったのである。

後述のように 1937 年 9 月の県立公園期成同盟会の理事会で県都市計画課の技師が県立公園について説明している。公園の実現予算は総額 75 万円で、そのうち用地買収費は 20 万円である。用地買収は大磯高麗山と小田原城址であるが、大磯は無償払い下げの可能性があり、買収の必要性があるのは小田原城址だけとしている<sup>38)</sup>。これは地元紙で報じられた内容であり、上記の県資料とほぼ同様の内容である。具体的な県立公園の事業計画が、同盟会の理事はもとより、新聞で報じられたことで、一般にも知られることになった。

予算化の情報が周知されたことで、県立公園が現実的に一般に受け止められたはずである。しかし同盟会では、そのまま事業化されることは難しいと判断したように、庁内協議の過程で予算化されず、結局、県立公園は実現に至らなかった。

## 6. 小田原城址における風致地区の指定

小田原は 1936 年 3 月に都市計画法の適用を受け、1938 年 8 月に都市計画区域を定めた。都市計画の事務局は県都市計画課で、県立公園の調査と同じ課である。

都市計画区域の決定後、計画実施を急ぐ県都市計画課では、さっそく技手が小田原に向き、町土木課員とともに道路実況調査を行い、次いで風致地区調査を開始した<sup>39)</sup>。風致地区はおおよそ県立公園区域が充てられると報じられている。この時点で既に県都市計画課は、県立公園の候補地である小田原城址の風致地区指定を想定していた。

その後も県都市計画が小田原町土木部と連携して都市計画の準備が進められ、まず風致地区について 1939 年 2 月に小田原町に諮問した<sup>40)</sup>。そして町から答申した城址を中心とする風致地区を決定することになったと報じられた<sup>41)</sup>。あわせて、恩賜県立公園候補地とされている関係から、その決定は待望されると、城址としての風致保全と県立公園との相乗効果が期待されていた。

1939 年 6 月 20 日付で、都市計画法に基づく風致地区として小田原城址を含めた 3 地区が、内務大臣から都市計画神奈川地方委員会に審議が附議された。小田原城址風致地区は面積約 18.07ha だった。風致地区指定の理由書には、「小田原町ハ北條氏ガ五代居城ノ城下町ニシテ其ノ四周ハ史蹟ニ富ミ丘陵相模難ニ臨ム景勝ノ地ナリ就中小田原城址及之ニ連ル基地城山並海岸御幸ノ濱一帯ノ地域ハ夫々獨自ノ景趣アルニ依リ之ヲ風致地区ニ指定シ以テ景趣ノ維持並保育ニ資セントス」<sup>42)</sup>とある。これが全文であり、内務省からの諮問に伴う理由書として簡潔な文書となっている。

なお神奈川県立公文書館には「小田原都市計画風致地区指定の件」<sup>43)</sup>の簿冊に綴られている資料群が保存されている。都市計画神奈川地方委員会による風致地区指定にむけた各種の調査資料が含まれている。その中に指定理由書があり、そこではより詳細な記載がある。城址の現況に関しては、「…最近遊覧地トシテ或ハ散策慰楽地トシテ最モ好適ノ地トナルニ及ビ殊ニ此ノ地方ニ於ケル最モ景勝ノ地タルニ鑑ミ縣立公園候補地トシテ挙ケラルルニ至レリ」として、「県立公園候補地」と明確に位置づけている。そして他の 2 地区とあわせて、風致地区として指定し、「…之ガ風致ノ維

持保存ヲ圖ルト共ニ土地ノ開発ニ資スル處アラシメテ緑地本来ノ目的ヲ達成セシメントス」とその理由を述べている。

小田原の風致地区指定は、1939 年 6 月 26 日の都市計画神奈川地方委員会第 25 回総会で審議された<sup>44)</sup>。まず事務局の技師から 3 地区の現況と指定理由の説明があった。その後の質疑では、これらの地域がそのまま自然の大公園になっており、将来は県立公園としての経営を希望する旨の発言が委員からあった。特に異論もなく、原案通りに決まった。

都市計画施設として、街路計画や用途地域よりも風致地区を最優先することは城下町都市に比較的多くみられる。これは歴史的な風致保全の意識が地域に共有されやすいことが背景にあった<sup>45)</sup>。特に 1938 年 9 月に日本丸一帯が県に下賜されたことで、権利関係者間の合意も容易になった。

## 7. 小田原町側からみた県立公園化への意識や取り組み

### (1) 小田原町当局による県立公園化への意識や取り組み

日本丸一帯の払い下げ交渉とともに小田原町は、城址の県立公園の指定に向けた交渉を継続して進めている。

1935 年 7 月にも、町会の決議をもとに帝室林野局に城址の無償払い下げ陳情書を提出し、町長は林野局長を訪ねて請願した<sup>46)</sup>。それでもやはり無償払い下げが難しいことから、8 月 12 日の小田原町会で追加予算を付議後、協議会で城址天守台の有償払い下げ申請を議題にあげている。払い下げ実現後は県立公園として城址公園を期待するものであった<sup>47)</sup>。小田原町としては有償でも払い下げを受けたら、県に移管して県立公園にしたいという希望を持っていた。

県立公園の指定に向けた働きかけも続けている。1933 年 10 月、小田原町の都市計画について助役が県庁で都市計画課長と打ち合わせした際にも、小田原城址を中心とした県立公園の実現の斡旋を依頼している<sup>48)</sup>。

1937 年 6 月には、小田原町は当面の課題になっている城址の県立公園指定は県内各地の猛運動に対し樂觀できないと、町会の決議をもって陳情書を県当局に提出した<sup>49)</sup>。9 月にも、県立公園の予算計上は時節柄難しいが、指定されることが先決問題であるとして、地元の熱意を示すため、24 日に新開町長のほか 4 町議が県庁に出向き、経済部長、土木部長、庶務課長に会って陳情した<sup>50)</sup>。町当局による県立公園化への働きかけでは、県庁に出向いた陳情とともに、小田原に来た要職者へも要望を重ねている。

また小田原町会では 9 月 21 日に都市計画および観光の両委員会を招集し、県都市計画課技師から県立公園の説明を聴取した<sup>51)</sup>。翌年 4 月には小田原観光座談会が町役場で開かれ、県都市計画課技師から「都市計画から見た県立公園」などの発表があった<sup>52)</sup>。神奈川県による県立公園の方針を理解する機会をもっている。

1938 年 9 月、小田原城址の日本丸一帯が神奈川県に下賜されることになった。財政逼迫の小田原町は有償払い下げに対して焦燥を続けていたことから、今回の下賜に感激した<sup>53)</sup>。

さっそく新開町長らは 9 月 11 日に県庁に出向き、半井知事と面接し、公園造成設計案を提示して県立公園化を具申した。さらに県都市計画課にも出向き、その有意性を披露して実施促進を希望した。町長らは全町を挙げて恩賜公園の実現促進運動を起こすことにしたと報じられている<sup>54)</sup>。

その一方で町当局は、天守台に「小田原城址縣立公園」の大標柱を建てることにした<sup>55)</sup>。あくまで県有地になっただけで、県立公園の指定はされていなかったが、小田原町の思いが先走った。さらに小田原町では 1939 年 12 月、水の公園入り口と二宮神社一の鳥居の二カ所に「縣立公園入口」、天守跡と小峰忠魂碑前の二カ所に「縣立公園」の標識を立てることにした<sup>56)</sup>。小田原町は城址に県立公園の大標柱を先行して立て（写真-1）、県都市計画課と

協議して、一日でも早く施設をと待望していた<sup>57)</sup>。旧本丸一帯が県有地化されたことで、県立公園の現実味が増したことは確かであり、その後の小田原町の取り組みはその一点に集中した。

1940年12月に小田原町は隣接町村と合併し、小田原市になった。市制施行の手続きの際に取り揃えられた書類の中に公園調べがある<sup>58)</sup>。その中では五カ所の公園が挙げられ、その一つは「小田原城址公園」となっている。県に下賜された旧本丸一帯を含めて公園用地の面積は32,000坪(約10.6ha)としている。所有・管理者に関係なく、実質的に開放されている用地を、小田原町は公園として位置づけていた。

## (2) 民間及び他の候補地と協調した県立公園化の運動

1937年6月に小田原振興会の第4回総会が開かれ、小田原城址の県立公園の実現促進について町当局と連携して猛運動を起こすことになった<sup>59)</sup>。この小田原振興会は、小田原の市制施行を目標に、交通機関の改善促進、史蹟名勝の保存宣伝などに取り組む民間組織で、1933年5月に発会した<sup>60)</sup>。発会直後の振興会は、帝室林野局に、当時は宮内省が所管していた小田原城址の旧本丸一帯の立ち入りと手入れの許可を申請し、それが認められた実績があった。振興会はまず通常県会までに県当局で予算を計上するよう運動している<sup>61)</sup>。

翌年6月1日、小田原振興会副会長である小西尚三郎県議は知事と内務部長と会見し、県立公園の実現の前提として小田原城址の払い下げについて陳情することを依頼している<sup>62)</sup>。先に県会での審議でみたように、県会での小西は県会議員として積極的に小田原城址の県立公園化を主張している。小西はさらに小田原町会議員でもあり、各種損保の代理店主などの実業家でもあった<sup>63)</sup>。小西はそれぞれの立場から小田原城址の県立公園化に向けて積極的に取り組んでいた。

一方、小田原町を含め、県下の県立公園候補地が連携して県立公園期成同盟会(以下、同盟会とする)が1937年に結成された。候補地7カ所から代表者を2名選出して理事会を構成した。第一回理事会は8月18日に開催され、会長には小田原振興会副会長の江島平八が選出されている<sup>64)</sup>。同盟会は理事会を9月8日開催し、県都市計画課の技師から県立公園について説明を聴取した。県立公園事業の内容とその予算計画について説明を受けたが、同盟会は時局の関係から、早期の実現は困難との見方を持っていた。そのため継続的運動は必要として、通常県会に向けて陳情書を提出することにした<sup>65)</sup>。先述のように、この時には県都市計画課で県立公園事業の計画を立案していた。

同盟会は説明を鵜呑みにすることなく、冷静に社会状況や財政状況を捉え、主体的に行動している。県会での1938年度予算の審議が終えたあとの、江島同盟会長は、非常時下にあつて県当局もいたずらに予算化する理由はないが、事変が一段落したら、実現への準備が進められるはずとの認識を述べている<sup>66)</sup>。

その後も同盟会は活動を続けている。江島会長らは1938年5月に内務省を訪問し、県立公園実現の根幹をなす公園法の制定促



写真-1 天守台の標柱と四阿

進を陳情する一方、県知事と県会議長に、県立公園実現の陳情書を月末までに提出することが報じられている<sup>67)</sup>。そこでは皇紀二千六百年のオリンピックと万国博覧会を二年後に控え、帝都に近接する神奈川県に県立公園を実現することは、郷土愛認識の情緒的思想の涵養と同時に、非常時国策の線に沿うものであり、地方経済の振興におおいに貢献すると主張した。

## (3) 地元紙「東海新報」の論調

小田原の地域紙である東海新報は、1933年、全国的な城址の利用と相対し、小田原が遊覧保養の地としながらも、小田原城址については何一つ利用策も施設も講じられていないと指摘している<sup>68)</sup>。旧本丸一帯は小田原町の所有ではなく、わずかに立ち入りと手入れが許可されたのみである。天守台に通じる道路の整備と四阿が設けられたのは「公園化」の端緒にすぎないとしている。城址においては十分な利用計画が必要であり、小田原町は施設経営案を策定して県当局に申達し、一方で県による公園計画との融合を図り、その実現促進の運動を起こすべきである主張している<sup>69)</sup>。そして「小田原城址県立公園」の実現に向けておおいに運動すべきであると鼓舞している<sup>70)</sup>。

一方、町民に対しても、かつての「城濠埋立問題」の時のように、盛んに町民の意欲があることを開陳声明し、町当局を鞭撻して目的の達成に努力すべきであると主張している<sup>71)</sup>。この濠の埋め立て問題は、1927-28年に小田原町が濠を埋め立てて学校を建設する計画に対して住民団体が反対運動を展開した結果、濠の埋め立て計画を撤回させた経験を示している<sup>72)</sup>。

1938年、旧本丸一帯の県への下賜が決まると、東海新報は、すぐにでも「恩賜県立小田原城址公園」実現促進期成同盟会を結成し、全町民を会員とした白熱的運動を起こすことを提唱している<sup>73)</sup>。さらに、肝心なのは地元が実現促進を熱望し、その実現価値を認識した運動であり、そのためには期成同盟会を早急に結成する必要があると、重ねて主張している<sup>74)</sup>。

戦時下になると東海新報は、県立公園に指定されても公園としての施設が完成するのはかなり先のことでありと考えられ、むしろ緊急に建設すべきものは精神道場であると指摘した。報徳二宮神社の隣に日本精神の発揚方法である報徳道場の建設を囑望し、その実現に町民の奮起と努力を切望すると主張を絞り込んでいる<sup>75)</sup>。精神文化武士道の道場として、また報徳の修練環境として城址の利用を希望した<sup>76)</sup>。

このように東海新報は積極的に県立公園の実現に向けた取り組みの必要性を主張している。県立公園期成同盟会が先述のように他の候補地と協調して組織化され、盛んに運動を起こした。さらに町民全体での世論の勃興と運動を促していた。

## 8. 結論と考察

小田原では関東大震災後、使用できなくなった御用邸用地の小田原城址の払い下げを希望した。宮内省から払い下げられた学校用地を除いた旧本丸一帯の払い下げが進まず、財政難の小田原町は神奈川県と協議して県立公園としての払い下げを交渉した。

全国で国立公園の指定がはじまるなか、神奈川県は富士箱根国立公園に次いで県下を代表する風景地を県立公園にするための調査を進めた。その候補地7カ所の一つに小田原城址が含まれた。

県は風景地開発の助成費を継続して予算化したが、県立公園については調査費のみだった。県会では県立公園の指定を強く要望されたが、事業費が確保されない状況では責任を尽くせないと、県立公園の指定だけするという政策は採らなかった。

しかし県立公園担当部署では県立公園の事業化を企て、予算計画も立てていたが、庁内協議の過程で予算化されなかった実態があった。戦時下に入り新規事業が抑制された財政状況だった。特

に政府は1938年6月に戦争遂行に直接関係のない土木建築工事を中止することを閣議決定しており、財政規律からも事業化は困難だった。

ただし同じく担当していた都市計画を活かして小田原城址を風致地区に指定した。遊覧地、散策や憩楽地として好適で、景勝地である県立公園候補地の風致の維持・保全を制度として担保した。

小田原町は無償での払い下げを継続して希望していたが、有償での払い下げや、県立公園としての払い下げも交渉していた。いずれにしても払い下げられたら県の管理を望み、県立公園化を強く働きかけた。県立公園になれば、公園施設を県が整備し、被災したままの石垣の積み直しや内濠の改修も県によってされるという期待があった<sup>77)</sup>。日本丸一帯が県に下賜されると、まだ未指定にもかかわらず県立公園の標柱を立て、その県有地を含めて城址公園に位置づけるなど期待が先行した。

小田原の民間組織である振興会や県下の県立公園候補地が協調した期成同盟会が県立公園の実現に向けて運動をおこした。地元紙は町民全体での熱意や運動を盛んに促していた。

小田原城址は県下唯一の城址であり、歴史的経緯から史跡的価値と風光明媚な箱根の玄関口として観光客を呼ぶだけの本質的価値があると指摘されていた<sup>78)</sup>。当初は震災の復旧とともに県立公園としての整備によって、遊覧客を誘致する観光拠点としての目的があった。

しかし1937年を境に城址での県立公園の性格が変わってきた。1937年に日華事変が勃発し、国民精神総動員運動がはじまった。また1940年の皇紀二千六百年に向けて、内閣では1935年に祝典事務局が設立され、1937年に半官半民の奉祝会が設立し、記念事業の取り組みが全国的に進められていた。

県による県立公園調査資料では、教化や休養が謳われ、県会での県議の発言では身体の健全のための運動場施設や国民保健施設の必要性が主張された。これは1938年に設置された厚生省が国民体力の向上に資する運動休養施設の拡充を図る政策と符号する<sup>79)</sup>。また同盟会による県知事や県会議長への陳情では、郷土愛、精神性などを目的とした県立公園化を求め、皇紀二千六百年に向けた事業化を主張した。地元紙は精神文化、武士道、そして修練環境の場を求めた。国家非常時における国民性の自覚が日本精神の高調につながり実践道徳としての武士道が想起された<sup>80)</sup>。このように公園に求められた性格は時局下の影響を受けた。ただし紀元二千六百年記念行事は伝統主義への回帰というよりも近代性のバリエーションであるという指摘があるように<sup>81)</sup>、近代都市施設としての公園のもつ多義的な性格を獲得することになったといえる。

## 図版出典

写真-1：香川幹一、金子俊男(1941)小田原地誌：古今書院。口絵

## 補注及び引用文献

- 1) 小濱浄鑑(1924)：我が國公園の現状：都市と公園：成美堂書店、1-22
- 2) 中越延豊(1926)：我が國公園の現状：庭園 8(11)、1-7
- 3) 中越延豊(1927)：府縣公園に就て：庭園と風景 9(11)、6-7
- 4) 小坂立夫(1932)：日本の城址公園：庭園と風景 14(2)、30-32
- 5) 岩手公園は1934年に盛岡市に移管されている。
- 6) 平井誠(2011)：明治期における城郭の公園化―松山公園と道後公園―：愛媛県歴史文化博物館研究紀要 16、101-138
- 7) 佐々木孝文(2010)：近代の鳥取城(2)明治後期から昭和19年の鳥取市への寄贈まで：鳥取城調査研究年報 3、33-42
- 8) 野中勝利(2007)：1873年の「廢城」と城址の公園化に関する研究：都市計画論文集 42-3、433-438
- 9) 野中勝利(2013)：近代の甲府城址における公園化の背景と経緯：ランドスケープ研究 76(5)、427-432
- 10) 前掲：府縣公園に就て
- 11) (1981)：自然保護行政のあゆみ：環境庁自然保護局、79-81
- 12) 前掲：自然保護行政のあゆみ、79-81
- 13) 赤坂信、油井正昭、古谷勝則、河津和利(2003)：昭和初期における千葉県立公園の

成立と背景：千葉大学園芸学部学術報告 57、35-44

- 14) 日本丸一帯は神奈川県に下賜され、現在(2013年)でも県の所有地であるが、城址は小田原市所有地を含めて小田原城址公園として市が管理している。
- 15) 横浜の新聞社が発行し、神奈川県内で広く販売された、いわゆる県紙である。
- 16) 小田原の新聞社が発行し、小田原地域で販売された地城紙である。
- 17) 御料地拂下げに関する件：足柄下郡役所 秘文書綴 大正十三年(神奈川県立公文書館所蔵)
- 18) 横浜貿易新報、1926年12月12日
- 19) 横浜貿易新報、1927年1月11日
- 20) 横浜貿易新報、1927年10月4日
- 21) 横浜貿易新報、1930年11月18日
- 22) 東海新報、1933年7月2日
- 23) (1939)：縣立公園資料：神奈川県都市計画課(神奈川県立公文書館所蔵)
- 24) 前掲：縣立公園資料
- 25) 前掲：縣立公園資料
- 26) (1937)：縣立公園計画調書：都市計画課(神奈川県立公文書館所蔵)
- 27) 東海新報、1937年11月10日
- 28) 前掲：縣立公園資料
- 29) 東海新報、1938年9月10日
- 30) 昭和十年十一月 神奈川県通常縣會議議録(神奈川県立公文書館所蔵)
- 31) 前掲：縣立公園資料
- 32) 昭和十二年十一月 神奈川県通常縣會議議録(神奈川県立公文書館所蔵)
- 33) 昭和十三年十一月 神奈川県通常縣會議議録(神奈川県立公文書館所蔵)
- 34) 昭和十四年十一月 神奈川県通常縣會議議録(神奈川県立公文書館所蔵)
- 35) 昭和十四年十一月 通常縣會議案諮問案原稿 土木部警察部：総務部庶務課(神奈川県立公文書館所蔵)
- 36) 昭和十六年十一月 神奈川県通常縣會議議録(神奈川県立公文書館所蔵)
- 37) 昭和十二年十一月 通常縣會議案諮問案原稿(土木部)：総務部庶務課(神奈川県立公文書館所蔵)
- 38) 東海新報、1937年9月10日
- 39) 東海新報、1938年8月18日
- 40) 東海新報、1939年2月9日
- 41) 東海新報、1939年4月18日
- 42) 昭和十四年公文雑纂巻八十(国立公文書館所蔵)
- 43) 小田原都市計画風致地区指定の件(神奈川県立公文書館所蔵)
- 44) 都市計画神奈川県地方委員會議事要録 8：都市計画神奈川県地方委員会
- 45) 野中勝利(1995)：城下町都市における戦前の風致地区指定にみる都市づくり上の風致地区の位置づけと役割：日本建築学会計画系論文集 471、99-109
- 46) 東海新報、1935年7月14日
- 47) 横浜貿易新報、1935年8月10日
- 48) 横浜貿易新報、1933年10月5日
- 49) 横浜貿易新報、1937年6月24日
- 50) 東海新報、1937年9月26日
- 51) 東海新報、1937年9月22日
- 52) 横浜貿易新報、1938年4月21日
- 53) 東海新報、1938年9月10日
- 54) 東海新報、1938年9月13日
- 55) 東海新報、1938年9月10日
- 56) 東海新報、1939年12月19日
- 57) 東海新報、1940年2月6日
- 58) 昭和十五年十二月二十日施行 小田原市制関係書類：庶務課(神奈川県立公文書館所蔵)
- 59) 東海新報、1937年6月18日
- 60) 横浜貿易新報、1933年5月15日
- 61) 東海新報、1937年8月19日
- 62) 東海新報、1938年6月3日
- 63) 東海新報、1938年7月12日
- 64) 東海新報、1937年8月20日
- 65) 東海新報、1937年9月10日
- 66) 東海新報、1938年1月1日
- 67) 東海新報、1938年5月24日
- 68) 東海新報、1933年10月5日
- 69) 東海新報、1933年7月7日
- 70) 東海新報、1933年10月5日
- 71) 東海新報、1933年7月11日
- 72) 野中勝利(2013)：近代の小田原城址における濠の埋め立てをめぐる議論の構図：都市計画論文集 48-3、495-500
- 73) 東海新報、1938年9月14日
- 74) 東海新報、1938年9月20日
- 75) 東海新報、1939年8月24日
- 76) 東海新報、1940年2月6日
- 77) 東海新報、1933年7月5日
- 78) 東海新報、1933年7月11日
- 79) 坂上康博(2009)：標的としての都市：幻の東京オリンピックとその時代：青弓社、279-319
- 80) 坂上康博(2009)：武道界の戦時体制化：幻の東京オリンピックとその時代：青弓社、243-278
- 81) ケネス・ルオフ、木村剛久訳(2010)：紀元二千六百年、朝日新聞出版、51